

平成29年12月
(一社) 日本民間放送連盟

第4世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する意見

「第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」案における3.4GHz帯の終了促進措置に関する規定は、概ね妥当なものと考えます。

放送事業用無線局は基幹放送局と一体で運用される重要回線であり、周波数や設備の大幅変更を短期間を実施するには、周到な準備ときめ細かい移行作業が不可欠です。円滑な移行のため、行政および認定開設者となる者は、民放各社個別の事情や意見を汲み、可能な限り柔軟に対応していただくよう要望します。

なお、第三章 三 1では、終了促進措置の対象となる3.4GHz帯の無線局を、(一)番組素材中継を行う無線局、(二)番組素材中継又は放送番組中継のために必要な連絡又は機器の監視若しくは制御を行う固定局(放送中継の監視等を行う固定局)と規定しており、(一)はFPU、TSLを、(二)はSTL、TTL、連絡、監視、制御等を指すものと理解しますが、STL、TTLが対象であることを、より明確に規定していただきたいと考えます。

(注) 無線設備規則では、第三十七条の二十七の二十一、第三十七条の二十七の二十二、第三十七条の二十七の二十三において、①番組素材中継を行う無線局(FPU、TSL)、②放送番組中継を行う固定局(STL、TTL)、③番組素材中継又は放送番組中継のために必要な連絡又は機器の監視若しくは制御を行う固定局(連絡、監視、制御等)がそれぞれ規定されています。